

綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付要綱

綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付要綱(平成27年4月1日告示第35号)

最終改正:平成27年12月8日告示第190号

改正内容:平成27年12月8日告示第190号[平成28年10月1日]

○綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付要綱

平成27年4月1日告示第35号

改正

平成27年12月8日告示第190号

綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の円滑な利用を支援し、権利の擁護及び福祉の向上を図るため、経済的な理由等により当該制度を利用することが困難な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審判請求 次に掲げる審判の請求をいう。

ア 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判(以下「後見開始の審判」という。)

イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判(以下「保佐開始の審判」という。)

ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判

エ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判(以下「補助開始の審判」という。)

オ 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判

カ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 成年被後見人等 後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判を受けた者をいう。

(3) 住所地特例対象被保険者 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者をいう。

(4) 被保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者をいう。

(5) 介護給付費等の支給決定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第1項に規定する介護給付費等を支給する旨の決定をいう。

(6) DV 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力(同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。)をいう。

(7) 生活保護の基準額 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)により算定した最低生活費の額をいう。

(8) 成年後見人等 民法に規定する成年後見人、保佐人又は補助人をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、成年被後見人等であって、審判請求をした日において、第1号から第4号までのいずれかに該当し、かつ、第5号に該当するもの又は第6号から第8号までのいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者(他市区町村の住所地特例対象被保険者若しくは被保護者又は他市区町村で介護給付費等の支給決定を受けた者を除く。)

(2) 本市の住所地特例対象被保険者

(3) 本市で介護給付費等の支給決定を受けた者

(4) 本市において福祉の措置を受ける者

(5) 次の要件のいずれにも該当する者で、審判請求に要する費用を負担することが困難であると市長が認めるもの

ア 世帯(虐待、DVの被害者である場合その他特別の事情があると認められる場合は、対象者。イにおいて同じ。)の収入から審判請求に要する費用を控除した額が生活保護の基準額未満であること。

イ 世帯の預貯金が生活保護の基準額の6か月分未満であり、かつ、他に処分すべき資産がないこと。

(6) 本市において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(7) 本市の被保護者

(8) その他市長が特に必要と認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる審判請求に要した費用とする。

(1) 郵便切手購入費用(返還された郵便切手に相当する費用を除く。)

(2) 収入印紙購入費用

(3) 診断書作成費用

(4) 鑑定費用(10万円を限度とする。)

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付の申請をすることができる者は、対象者、当該申立代理人又は対象者の代理人としての成年後見人等(保佐人及

綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付要綱

び補助人にあつては、代理権を付与されている者に限る。)とする。

2 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、審判確定日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請前に対象者が死亡した場合においても、当該申立代理人又は対象者の成年後見人等であつた者は、同項の規定により申請することができる。ただし、対象者の遺留した金品が当該審判請求に要した費用に満たない場合に限る。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市成年後見制度審判請求費用助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月8日告示第190号)

この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。